

人吉球磨定住自立圏形成協定書

人吉市（以下「甲」という。）とあさぎり町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言をいう。以下この条において同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の地域振興及び住民福祉の向上を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策の分野における取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる政策分野について連携することとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上で、これを定めるものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ甲又は乙の議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、甲又は乙の議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月14日

甲 人吉市
代表者 人吉市長

乙 あさぎり町
代表者 あさぎり町長

田中 信彦
愛甲 一典



別表第1（第3条関係）

（1）生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する調査・検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)住民の健康増進	住民の健康づくりを進めるため、予防接種、乳幼児健診、住民健診等において事務の共同化・共通化を進め、より効率的な業務の推進を図る。また、健診結果等をデータベース化することで、圏域全体としての分析や健康づくり施策に活用する。	乙との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 乙との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 乙との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。	甲との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 甲との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 甲との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(3)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会等医療機関と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の検討・整備を進める。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内の発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内の発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
障がい者（児）の総合支援の推進	障がい者（児）が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者（児）支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者（児）支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者（児）支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産組織等の育成を推進するため、担い手の明確化や生産組織の再編、新規組織の設立に向け、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉・球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を推進する。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。	乙と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向け調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を進める。
(2)観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉・球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(3)企業誘致の推進	工業団地や空き工場、遊休施設等の未利用地への企業立地や耕作放棄地等への企業の農業参入、企業間ビジネスマッチングの推進による既存企業の事業拡張を促進するため、積極的に企業訪問・提案、情報の収集・発信を行うとともに、立地企業への支援策を講ずる。	甲の特徴である工業団地を前面に出した誘致を進め、乙との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。	空き工場や遊休施設、耕作放棄地等を活用した誘致を進め、甲との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、連携による有害鳥獣の捕獲・防護柵等の被害防止対策を推進するとともに、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。

5 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲が行う相談業務に要する消費生活相談員の人件費及び研修費用等の経費を、均等割及び相談業務処理件数の比率により負担する。
(2)環境保全	地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減のための住民団体・事業者・行政等の相互理解と連携を促進するとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取組を支援する。	乙と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。	甲と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域における効果的で持続可能な交通体系の検討	圏域内における通勤、通学、通院等において重要な役割を担っている公共交通(鉄道、バス等)については、その経費が各自治体の財政を圧迫しており、公共交通の維持・確保が危ぶまれている。そのため、より効率的、効果的で持続可能な公共交通体系を検討するため、既存の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」を見直し、新たに「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、推進する。	乙と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。	甲と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。
(2)鉄道やバス路線の確保・維持(鉄道)	圏域内の高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」を運行するくま川鉄道株式会社においては、圏域内の少子化やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、自立した経営が困難となっている。そのため、くま川鉄道株式会社に対して、鉄道事業を運営していくために必要な経費を支援する。	乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。	甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。
(3)鉄道やバス路線の確保・維持(バス)	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線を運行する産交バス株式会社においては、圏域人口の減少やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、バス路線の確保・維持が困難となっている。そのため、産交バス株式会社に対して、バス路線を維持していくために必要な経費を支援する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(4)鉄道やバス路線の確保・維持(コミュニティバス等)	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線やくま川鉄道等に接続する各地域のコミュニティバス等については、地域内の日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っている。そのため、この施策を維持・確保していくために地域毎の交通施策を推進する。	甲を移動するために必要なバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	乙が運営する、甲へ移動するための幹線(鉄道やバス)路線の端末的系統、または甲へ直接乗り入れる系統など、コミュニティバス等の運行に係る経費について負担する。
(5)人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の開催	圏域内の公共交通のあり方を踏まえ、基幹となる交通機関を安定的に維持していくために、関係自治体や関係者が連携して取り組むべき方針や、具体的な施策について検討し、その施策を推進する。	乙と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議、関係者との調整を行い、その推進に取り組む。	甲と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議を行い、その推進に取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備	圏域内における日常生活の利便性の向上、工業や地場産業の振興及び農業振興や観光振興による地域活性化支援、救急医療及び球磨川氾濫時の救急活動の支援など道路ネットワークの整備強化を図るため、人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行う。	乙と連携し、国、NEXCO、関係機関との協議を進めるとともに、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。	甲と連携して、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)人材育成 の推進	職員の資質・能力向上 及び圏域マネジメント能 力の強化を図るため、合 同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職 員研修等を実施するととも に、取組の企画及び調整 を行う。	甲と連携し、合同での職 員研修等を実施する。
(2)外部の専 門的人材等 の活用の推 進	圏域マネジメントの強化 のため、外部の専門的人 材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門 的人材の招へい、若手企 業人地域交流プログラムな どによる民間人材の受け入 れ等を乙と合同で実施す るとともに、取組の企画及 び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部 の専門的人材等を活用す る。
(3)職員の相 互人事交流	職員の資質向上、圏域 市町村の連携強化を図る ため、職員を相互に派遣 し人事交流を行う。	乙との合意により、職員を 相互に派遣し人事交流を 行う。	甲との合意により、職員を 相互に派遣し人事交流を 行う。
(4)国・県等 との人事交 流	職員の資質・能力向上 及び圏域マネジメント能 力の強化を図るため、 国・県等との人事交流等 を実施し、有為な人材の 活用と圏域市町村の人 材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメ ント強化に資する国・県等 との人事交流を実施すると ともに、取組の企画及び調 整を行う。	甲と連携し、国・県等との 人事交流による有為な人 材の活用を図る。